

山鹿市国民保護計画 新旧対照表

表紙

変 更 前	変 更 後
<p>山鹿市国民保護計画</p> <p>山鹿市 平成19年2月作成 平成28年2月改訂</p>	<p>山鹿市国民保護計画</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">最終変更 平成30年4月</p>

目次

変 更 前	変 更 後
<p>目 次</p> <p>第1編 総 論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・ <u>1</u></p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等・・・・・・・・・・ <u>17</u></p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・ <u>30</u></p> <p>5 避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・ <u>31</u></p>	<p>目 次</p> <p>第1編 総 論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・ <u>2</u></p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・ <u>31</u></p> <p>5 避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・ <u>32</u></p>

<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 <u>47</u></p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 <u>48</u></p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知 <u>52</u></p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 <u>78</u></p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 <u>79</u></p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処 <u>79</u></p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処 <u>80</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 <u>48</u></p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 <u>49</u></p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知 <u>53</u></p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 <u>79</u></p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 <u>80</u></p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処 <u>80</u></p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処 <u>81</u></p>
---	---

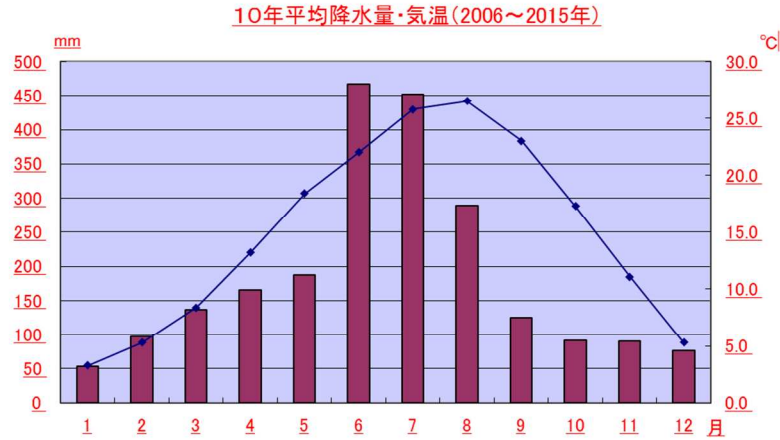
第1編 第4章 市の地理的、社会的特徴（7ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 気候 本市の気候は、年平均気温は約15 と比較的温暖であるが、周囲を取り囲む山地の影響で、年間平均降水量が年2000 <u>m</u>を超えるなど雨が多く、特に6月～7月の2か月間で年間降水量の約4割を占めている。</p> <p>(3) 人口分布 本市の人口は、<u>54,118人(平成27年12月31日現在)</u>で、65歳以上の高齢者が<u>18,362人と33.9%</u>を占めており、避難時の対応等考慮する必要がある。人口の分布は、市中心部と幹線道路である国道3号、325号の沿線に集中しており、周辺地域においても県道、1級市道の沿線に点在している。</p>	<p>(2) 気候 本市の気候は、年平均気温は約15 と比較的温暖であるが、周囲を取り囲む山地の影響で、年間平均降水量が年2000 <u>mm</u>を超えるなど雨が多く、特に6月～7月の2か月間で年間降水量の約4割を占めている。</p> <p>(3) 人口分布 本市の人口は、<u>53,026人(平成29年12月31日現在)</u>で、65歳以上の高齢者が<u>18,772人と35.4%</u>を占めており、避難時の対応等考慮する必要がある。人口の分布は、市中心部と幹線道路である国道3号、325号の沿線に集中しており、周辺地域においても県道、1級市道の沿線に点在している。</p>

第1編 第4章 市の地理的、社会的特徴(9ページから10ページ)

変更前

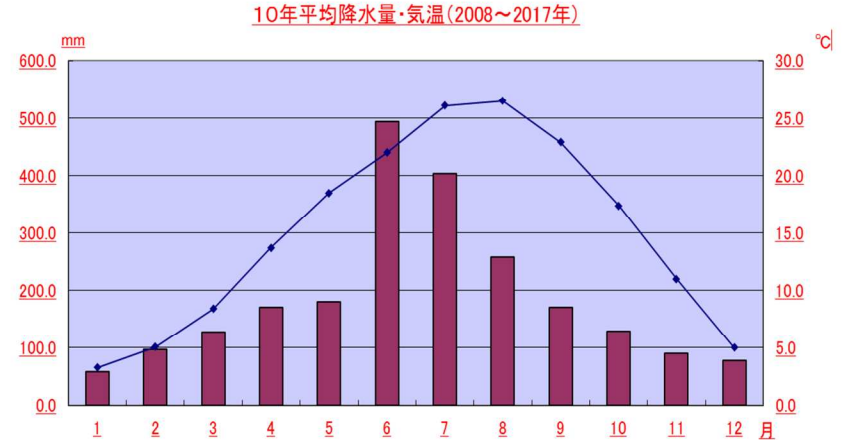
図 - 2 10年平均降水量・気温 〔全図表変更〕



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	平均
降水量(mm)	54	97	137	165	187	467	452	289	125	91	90	77	2231	186
気温(°C)	3.3	5.3	8.4	13.2	18.4	22.0	25.8	26.5	23.0	17.3	11.1	5.3	-	15.0

変更後

図 - 2 10年平均降水量・気温



10年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	月平均
降水量(mm)	58.9	97.7	128.0	171.2	180.4	493.5	403.1	257.4	170.3	129.1	90.5	77.3	2257.4	188.1
気温(°C)	3.3	5.1	8.4	13.7	18.5	22.0	26.1	26.5	22.9	17.4	11.0	5.0	-	15.0

図 - 3 人口データ 〔全表変更〕
 年代別男女別人口 (2015.3.31現在)

年齢	男	女	計	割合1	割合2	年齢	男	女	計	割合1	割合2
0~4	1,011	990	2,001	3.7%	6,438	65~69	2,273	2,333	4,606	8.5%	18,362
5~9	1,121	1,036	2,157	4.0%		70~74	1,503	1,859	3,362	6.2%	
10~14	1,174	1,106	2,280	4.2%		75~79	1,446	1,874	3,320	6.1%	
15~19	1,292	1,158	2,450	4.5%		80~84	1,193	1,946	3,139	5.8%	
20~24	1,124	1,197	2,321	4.3%		85~89	815	1,492	2,307	4.3%	
25~29	1,168	1,171	2,339	4.3%		90~94	302	889	1,191	2.2%	
30~34	1,370	1,273	2,643	4.9%		95~99	60	308	368	0.7%	
35~39	1,423	1,342	2,765	5.1%		100~104	11	55	66	0.1%	
40~44	1,443	1,438	2,881	5.3%		105以上		3	3	0.0%	
45~49	1,379	1,516	2,895	5.3%		計	25,483	28,635	54,118	100.0%	
50~54	1,415	1,581	2,996	5.5%	世帯数			21,509			
55~59	1,777	1,841	3,618	6.7%							
60~64	2,183	2,227	4,410	8.1%							

図 - 3 人口データ
 年代別男女別人口 (2017.12.31現在)

年齢	男	女	計	割合1	割合2	年齢	男	女	計	割合1	割合2
0~4	988	940	1,928	3.6%	6,277	65~69	2,338	2,476	4,814	9.1%	18,772
5~9	1,101	1,021	2,122	4.0%		70~74	1,666	1,847	3,513	6.6%	
10~14	1,138	1,089	2,227	4.2%		75~79	1,366	1,805	3,171	6.0%	
15~19	1,226	1,086	2,312	4.4%		80~84	1,235	1,919	3,154	5.9%	
20~24	1,016	1,095	2,111	4.0%		85~89	802	1,557	2,359	4.4%	
25~29	1,080	1,113	2,193	4.1%		90~94	354	934	1,288	2.4%	
30~34	1,299	1,248	2,547	4.8%		95~99	71	332	403	0.8%	
35~39	1,385	1,289	2,674	5.0%		100~104	8	58	66	0.1%	
40~44	1,496	1,458	2,954	5.6%		105以上		4	4	0.0%	
45~49	1,411	1,417	2,828	5.3%		計	24,961	28,065	53,026	100.0%	
50~54	1,381	1,561	2,942	5.5%	世帯数			21,811			
55~59	1,614	1,730	3,344	6.3%							
60~64	1,986	2,086	4,072	7.7%							

小学校区別男女別人口及び世帯数 (2015.12.31現在) [全表変更]

地区	小学校区等	男	女	計	割合	世帯数	割合
山鹿地区	山鹿小学校	5,514	6,414	11,928	22.0%	5,315	24.7%
	米田小学校	1,059	1,147	2,206	4.1%	848	3.9%
	川辺小学校	486	596	1,082	2.0%	485	2.3%
	八幡小学校	1,867	2,128	3,995	7.4%	1,631	7.6%
	平小城小学校	684	775	1,459	2.7%	616	2.9%
	三岳小学校	969	1,093	2,062	3.8%	909	4.2%
	三五小学校	1,559	1,727	3,286	6.1%	1,186	5.5%
	大道小学校	2,173	2,433	4,606	8.5%	1,906	8.9%
	計	14,311	16,313	30,624	56.6%	12,896	60.0%
地区面積 87.02 km2		人口密度		352 人/km2			
鹿北地区	岳間小学校	449	470	919	1.7%	323	1.5%
	岩野小学校	926	1,023	1,949	3.6%	706	3.3%
	広見小学校	676	700	1,376	2.5%	507	2.4%
	計	2,051	2,193	4,244	7.8%	1,536	7.1%
地区面積 86.17 km2		人口密度		49 人/km2			
菊鹿地区	内田小学校	877	950	1,827	3.4%	642	3.0%
	六郷小学校	1,183	1,397	2,580	4.8%	893	4.2%
	城北小学校	962	1,054	2,016	3.7%	739	3.4%
	計	3,022	3,401	6,423	11.9%	2,274	10.6%
地区面積 77.38 km2		人口密度		83 人/km2			
鹿本地区	来民小学校	2,094	2,298	4,392	8.1%	1,769	8.2%
	稲田小学校	992	1,127	2,119	3.9%	848	3.9%
	中富小学校	790	863	1,653	3.1%	556	2.6%
	計	3,876	4,288	8,164	15.1%	3,173	14.8%
地区面積 17.63 km2		人口密度		463 人/km2			
鹿央地区	千田小学校	971	1,061	2,032	3.8%	695	3.2%
	米野岳小学校	726	810	1,536	2.8%	540	2.5%
	山内小学校	526	569	1,095	2.0%	395	1.8%
	計	2,223	2,440	4,663	8.6%	1,630	7.6%
地区面積 31.47 km2		人口密度		148 人/km2			
合計	人口等	25,483	28,635	54,118	100.0%	21,509	100.0%
	総面積 299.69 km2	人口密度		181 人/km2			

小学校区別男女別人口及び世帯数 (2017.12.31現在)

地区	小学校区等	男	女	計	割合	世帯数	割合
山鹿地区	山鹿小学校	5,522	6,372	11,894	22.4%	5,407	24.8%
	旧米田小学校	1,036	1,108	2,144	4.0%	868	4.0%
	旧川辺小学校	462	580	1,042	2.0%	478	2.2%
	八幡小学校	1,849	2,097	3,946	7.4%	1,659	7.6%
	平小城小学校	658	759	1,417	2.7%	624	2.9%
	三岳小学校	933	1,040	1,973	3.7%	895	4.1%
	三五小学校	1,511	1,684	3,195	6.0%	1,195	5.5%
	大道小学校	2,207	2,475	4,682	8.8%	1,972	9.0%
	計	14,178	16,115	30,293	57.1%	13,098	60.1%
地区面積 87.02 km2		人口密度		348 人/km2			
鹿北地区	旧岳間小学校	413	444	857	1.6%	315	1.4%
	旧岩野小学校	891	957	1,848	3.5%	698	3.2%
	旧広見小学校	635	674	1,309	2.5%	504	2.3%
	計	1,939	2,075	4,014	7.6%	1,517	7.0%
地区面積 86.17 km2		人口密度		47 人/km2			
菊鹿地区	旧内田小学校	830	896	1,726	3.3%	633	2.9%
	旧六郷小学校	1,139	1,359	2,498	4.7%	920	4.2%
	旧城北小学校	908	1,023	1,931	3.6%	747	3.4%
	計	2,877	3,278	6,155	11.6%	2,300	10.5%
地区面積 77.38 km2		人口密度		80 人/km2			
鹿本地区	来民小学校	2,079	2,295	4,374	8.2%	1,817	8.3%
	稲田小学校	991	1,121	2,112	4.0%	877	4.0%
	中富小学校	756	823	1,579	3.0%	559	2.6%
	計	3,826	4,239	8,065	15.2%	3,253	14.9%
地区面積 17.63 km2		人口密度		457 人/km2			
鹿央地区	旧千田小学校	946	1,036	1,982	3.7%	714	3.3%
	旧米野岳小学校	687	772	1,459	2.8%	532	2.4%
	旧山内小学校	508	550	1,058	2.0%	397	1.8%
	計	2,141	2,358	4,499	8.5%	1,643	7.5%
地区面積 31.47 km2		人口密度		143 人/km2			
合計	人口等	24,961	28,065	53,026	100.0%	21,811	100.0%
	総面積 299.69 km2	人口密度		177 人/km2			

第2編 第1章 第1 市における組織・体制の整備（18ページから20ページ）

変 更 前	変 更 後																																																
<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">体 制</th> <th style="text-align: center;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民保護担当課体制</td> <td style="text-align: center;">防災対策課職員が参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">(第1順位)</th> <th style="text-align: center;">(第2順位)</th> <th style="text-align: center;">(第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本部長 (市長)</td> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長 (副市長)</td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> <td style="text-align: center;">防災対策課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長 (教育長)</td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> <td style="text-align: center;">防災対策課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部員 (各部長等)</td> <td style="text-align: center;">所属筆頭課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <p style="text-align: right;">担当課 防災対策課</p> <p>〔表略〕</p>	体 制	参 集 基 準	国民保護担当課体制	防災対策課 職員が参集	名称	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)	本部長 (市長)	副市長	教育長	総務部長	副本部長 (副市長)	総務部長	防災対策課長		副本部長 (教育長)	総務部長	防災対策課長		本部員 (各部長等)	所属筆頭課長			<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">体 制</th> <th style="text-align: center;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民保護担当課体制</td> <td style="text-align: center;">防災監理課職員が参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 幹部職員等の参集困難な場合の対応</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">(第1順位)</th> <th style="text-align: center;">(第2順位)</th> <th style="text-align: center;">(第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本部長 (市長)</td> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長 (副市長)</td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> <td style="text-align: center;">防災監理課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長 (教育長)</td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> <td style="text-align: center;">防災監理課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部員 (各部長等)</td> <td style="text-align: center;">所属筆頭課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <p style="text-align: right;">担当課 防災監理課</p> <p>〔表略〕</p>	体 制	参 集 基 準	国民保護担当課体制	防災監理課 職員が参集	名称	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)	本部長 (市長)	副市長	教育長	総務部長	副本部長 (副市長)	総務部長	防災監理課長		副本部長 (教育長)	総務部長	防災監理課長		本部員 (各部長等)	所属筆頭課長		
体 制	参 集 基 準																																																
国民保護担当課体制	防災対策課 職員が参集																																																
名称	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)																																														
本部長 (市長)	副市長	教育長	総務部長																																														
副本部長 (副市長)	総務部長	防災対策課長																																															
副本部長 (教育長)	総務部長	防災対策課長																																															
本部員 (各部長等)	所属筆頭課長																																																
体 制	参 集 基 準																																																
国民保護担当課体制	防災監理課 職員が参集																																																
名称	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)																																														
本部長 (市長)	副市長	教育長	総務部長																																														
副本部長 (副市長)	総務部長	防災監理課長																																															
副本部長 (教育長)	総務部長	防災監理課長																																															
本部員 (各部長等)	所属筆頭課長																																																

第2編 第1章 第4 情報収集・提供等の体制整備（26ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式</p> <p>避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の種類は、以下のとおりであり、市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（P96に掲載）及び様式第2号（P97に掲載）により、安否情報を収集する。また、収集した安否情報を安否情報省令第2条に規定する様式第3号（P98に掲載）により、<u>県に報告する。</u></p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p><u>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（P98に掲載）及び様式第2号（P99に掲載）の安否情報報収集様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p>

第2編 第1章 第5 研修及び訓練（28ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を<u>図る。</u></p>	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p><u>〔新規〕</u></p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p><u>【避難行動要支援者名簿について】</u></p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>

第2編 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え（32ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>

第3編 第3章 関係機関相互の連携（47ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u></p>

変更前	変更後
<p data-bbox="190 276 526 308">2 警報の内容の伝達方法</p> <p data-bbox="190 320 1077 392">(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、<u>現在市が保有する伝達手段に基づき</u>、原則として以下の要領により<u>行う。</u></p> <p data-bbox="253 528 371 560">〔 略 〕</p> <p data-bbox="190 612 293 644">〔 新規 〕</p> <p data-bbox="190 820 1077 1019">(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p data-bbox="1117 276 1453 308">2 警報の内容の伝達方法</p> <p data-bbox="1117 320 2004 477">(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>等を活用し、地方公共団体に伝達される。<u>市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により</u>、原則として以下の要領により<u>情報を伝達する。</u></p> <p data-bbox="1180 528 1299 560">〔 略 〕</p> <p data-bbox="1135 612 2004 769"><u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p data-bbox="1117 820 2004 1019">(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>

変更前	変更後
<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p><u>〔新規〕</u></p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p><u>なお、「避難支援プラン」を作成し、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考慮する。</u></p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>(6) <u>大規模集客施設等における避難</u></p> <p><u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(7) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする<u>(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</u></p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。</p> <p><u>〔以下(7)から(13)までを、1ずつ繰下げ〕</u></p>

変更前	変更後
<p data-bbox="241 280 472 308">類型毎の留意事項</p> <p data-bbox="188 339 504 371">弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p data-bbox="215 403 1081 515">弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p data-bbox="197 531 1081 643">（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）</p> <p data-bbox="215 699 1081 898">弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p data-bbox="215 914 1081 978">このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。</p> <p data-bbox="215 994 1081 1058">また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p data-bbox="1171 280 1402 308">類型毎の留意事項</p> <p data-bbox="1117 339 1433 371">弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p data-bbox="1144 403 2011 515">弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p data-bbox="1126 531 2011 643">（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ<u>近傍</u>のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）</p> <p data-bbox="1144 699 2011 898">弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p data-bbox="1126 914 2011 1106">このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての地域に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。</p> <p data-bbox="1144 1121 2011 1185">また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>

第3編 第5章 救援（64ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長(指定都市の長を除く。)は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>

第3編 第6章 安否情報の収集・提供（68ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(P100に掲載)に必要な事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(P100に掲載)に必要な事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>

第3編 第7章 第2 応急措置等（77ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>4 消防に関する措置等</p> <p>消防等に関する指示の枠組み</p> <p>〔図略〕</p> <p>注) 図中の 、 、 は、それぞれP73～74の(7)、(7)、(7)に対応しており、ア、イ、ウは、それぞれP75のア、イ、ウに対応している。</p>	<p>4 消防に関する措置等</p> <p>消防等に関する指示の枠組み</p> <p>〔図略〕</p> <p>注) 図中の 、 、 は、それぞれP74～76の(7)、(7)、(7)に対応しており、ア、イ、ウは、それぞれP76のア、イ、ウに対応している。</p>

第3編 第7章 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等（80ページ）

変 更 前	変 更 後
<p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 市長は、<u>知事から</u>放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報について連絡を受けた場合には、<u>警報の内容の通知に準じて、関係機関にその内容を連絡する。</u></p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の<u>配布</u></p>	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する<u>通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣をいう。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</u></p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の<u>服用等</u></p>

資料編 1 様式(97ページ)

変更前		変更後	
様式番号	様式名	様式番号	様式名
様式6 (P103)	火災・災害即報要領第3号様式(救急・ <u>救助事故等</u>)	様式6 (P103)	火災・災害 <u>等</u> 即報要領第3号様式(救急・ <u>救助事故・武力攻撃災害等</u>)

資料編 様式6 (103ページ)

変 更 前			
様式6 第3号様式(救急・救助事故等)			
		第 報	
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県	熊本県		
市町村 <small>(消防本部名)</small>			
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()
	計 人	重 傷	人()
	不明 人	中 等 傷	人()
		軽 傷	人()
救助活動の要否			
要救助者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
<small>(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔「未確認」等〕を記入して報告すれば足りること。)</small>			

変 更 後			
様式6 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)			
		第 報	
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県	熊本県		
市町村 <small>(消防本部名)</small>			
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()
	計 人	重 症 人() 中 等 症 人() 軽 症 人()	
不明 人			
救助活動の要否			
要救助者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			
<small>(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔「未確認」等〕を記入して報告すれば足りること。)</small>			

資料編 3 避難実施要領 パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃事案(110ページ)

変更前

変更後

3 避難実施要領(パターン1)

パターン1
ゲリラや特殊部隊による攻撃事案

4 避難者数(単位:人)				
地区名	山鹿校区	八幡校区		合計
避難者数(計)	2,336名	980名		3,316名
うち要援護者数	37名	8名		45名
うち外国人等の数	13名	2名		15名

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	警戒区域北部	警戒区域東部	警戒区域西部	警戒区域南部
避難施設名	カルチャースポーツセンター 八幡地区公民館	山鹿中学校体育館 市民医療センター 山鹿保健所 ケーズデンキ等民間店舗	山鹿市浄水センター 山鹿天龍会館 山鹿市ニューズランドホテル	清流荘 やまがの宿つかさ
所在地	山鹿市熊入町 山鹿市熊入町	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市山鹿	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市宗方通	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿
収容可能人数(人)	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	市本部:防災対策課			
その他の留意事項等	至急警戒区域外に避難していただくことを最優先。 各避難先地域から避難施設等への避難先については限定しない。 民間店舗等については、一時的な協力依頼を市で行う。			

5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	警戒区域北部	警戒区域東部	警戒区域西部	警戒区域南部
一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—

6 避難手段	
輸送手段	・鉄道 ・バス ・船舶 <徒歩> <その他> 公用車
輸送手段の 詳細	種類(車種等) 普通自動車(マイクロバス)、ワゴン車、普通自動車 台数 合計7台 輸送可能人数 65名 連絡先 財務課 0968-43-1119
輸送力の配分の考え方	—
その他の輸送手段	要援護者 自力歩行が困難な要援護者は、警戒区域外まで市の公用車による搬送を行う。 その他(入院患者等) 要避難地域内の病院と避難先病院とで調整し、基本的には救急車(病院車両)による搬送を行う。

3 避難実施要領(パターン1)

パターン1
ゲリラや特殊部隊による攻撃事案

4 避難者数(単位:人)				
地区名	山鹿校区	八幡校区		合計
避難者数(計)	2,336名	980名		3,316名
うち要援護者数	37名	8名		45名
うち外国人等の数	13名	2名		15名

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	警戒区域北部	警戒区域東部	警戒区域西部	警戒区域南部
避難施設名	カルチャースポーツセンター 八幡地区公民館	山鹿中学校体育館 市民医療センター 山鹿保健所 ケーズデンキ等民間店舗	山鹿市浄水センター 山鹿天龍会館 山鹿市ニューズランドホテル 山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市宗方通	清流荘 やまがの宿つかさ
所在地	山鹿市熊入町 山鹿市熊入町	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市山鹿	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市宗方通	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿
収容可能人数(人)	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	市本部:防災監視課			
その他の留意事項等	至急警戒区域外に避難していただくことを最優先。 各避難先地域から避難施設等への避難先については限定しない。 民間店舗等については、一時的な協力依頼を市で行う。			

5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	警戒区域北部	警戒区域東部	警戒区域西部	警戒区域南部
一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—

6 避難手段	
輸送手段	・鉄道 ・バス ・船舶 <徒歩> <その他> 公用車
輸送手段の 詳細	種類(車種等) 普通自動車(マイクロバス)、ワゴン車、普通自動車 台数 合計7台 輸送可能人数 65名 連絡先 財務課 0968-43-1119
輸送力の配分の考え方	—
その他の輸送手段	要援護者 自力歩行が困難な要援護者は、警戒区域外まで市の公用車による搬送を行う。 その他(入院患者等) 要避難地域内の病院と避難先病院とで調整し、基本的には救急車(病院車両)による搬送を行う。

資料編 3 避難実施要領 パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃事案 (1 1 2 ページ)

変更前

変更後

3 避難実施要領 (パターン1) パターン1
ゲリラや特殊部隊による攻撃事案

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法		
食事時期	事態が長引くようであれば早急に検討する。	
食事場所	検討中	
提供する食事の種類	初期、備蓄品で対応予定。その後は、対応検討。	
実施担当部署	山鹿市 防災対策課	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難者の不安を和らげるため、事態の推移、現場付近の状況等の情報を防災行政無線や広報車、やまがメイト等により都度提供する。		
9 避難時の留意事項 (主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分を証明するものをできるだけ携行させる。
	事態の特性	人質等がなければ、事態が大きく進展する可能性がある。
	時期の特性	夏季であるが、爆発等に備え、できるだけ肌の露出が少ない服を着用してもらう。また、頭部への負傷を避けるため、ヘルメットや帽子等を着用してもらう。
一時集合場所での対応	本件では、一時避難を行わず直接避難所等に避難させるため、対応なし。	
10 誘導に際しての留意事項 (職員)		
職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に努め、事故防止に努めること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線や広報車、やまがメイト等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。	
避難実施要領の伝達先	山鹿市国民保護計画による。	
職員間の連絡手段	山鹿市国民保護計画による。	
12 緊急時の連絡先		
山鹿市緊急対応事態対策本部 (山鹿市総務部 防災対策課)	電話: 0968-43-1113 FAX: 0968-44-0373	

3 避難実施要領 (パターン1) パターン1
ゲリラや特殊部隊による攻撃事案

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法		
食事時期	事態が長引くようであれば早急に検討する。	
食事場所	検討中	
提供する食事の種類	初期、備蓄品で対応予定。その後は、対応検討。	
実施担当部署	山鹿市 防災対策課	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難者の不安を和らげるため、事態の推移、現場付近の状況等の情報を防災行政無線や広報車、やまがメイト等により都度提供する。		
9 避難時の留意事項 (主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分を証明するものをできるだけ携行させる。
	事態の特性	人質等がなければ、事態が大きく進展する可能性がある。
	時期の特性	夏季であるが、爆発等に備え、できるだけ肌の露出が少ない服を着用してもらう。また、頭部への負傷を避けるため、ヘルメットや帽子等を着用してもらう。
一時集合場所での対応	本件では、一時避難を行わず直接避難所等に避難させるため、対応なし。	
10 誘導に際しての留意事項 (職員)		
職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に努め、事故防止に努めること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線や広報車、やまがメイト等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。	
避難実施要領の伝達先	山鹿市国民保護計画による。	
職員間の連絡手段	山鹿市国民保護計画による。	
12 緊急時の連絡先		
山鹿市緊急対応事態対策本部 (山鹿市総務部 防災対策課)	電話: 0968-43-1113 FAX: 0968-44-0373	

資料編 4 避難実施要領 パターン2 弾道ミサイル攻撃事案 (1 1 5 ページ)

変更前

4 避難実施要領 (パターン2)

パターン2
弾道ミサイル攻撃事案

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	本件は、未だ経験のない事案であり、今後、二次被害の可能性もあることから、住民等がパニックとなる可能性が高いが、A国から新たにミサイルが発射される可能性がないことや、当市に着弾したミサイルについても、現段階では既に爆発しており、現場から離れた場所に避難すれば、一応は安全が確保できることを住民に説明する必要がある。			
地域の特性	鹿北町多久地区と菊鹿町矢谷地区は、旧来からの農村地帯で、地域の結びつきが強く、地区単位での行動は期待できる。			
時期による特性	冬期のため、防寒対策が必要となる。			
4 避難者数 (単位:人)				
地区名	鹿北町多久地区	菊鹿町矢谷地区		合計
避難者数 (計)	539名	342名		881名
うち要援護者数	54名	10名		64名
うち外国人等の数	2名	1名		3名
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	鹿北町多久地区	菊鹿町矢谷地区		
避難施設名	鹿北体育センター	菊鹿市民センター		
所在地	鹿北町四丁1475	菊鹿町下内田713		
収容可能人数 (人)	641名	1,325名		
連絡先 (電話等)	0968-32-3111	0968-48-3111		
連絡担当者	市本部:防災対策課 避難先:鹿北市民センター	市本部:防災対策課 避難先:菊鹿市民センター		
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	
所在地	—	—	—	
連絡先 (電話等)	—	—	—	
連絡担当者				
その他の留意事項等				

変更後

4 避難実施要領 (パターン2)

パターン2
弾道ミサイル攻撃事案

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	本件は、未だ経験のない事案であり、今後、二次被害の可能性もあることから、住民等がパニックとなる可能性が高いが、A国から新たにミサイルが発射される可能性がないことや、当市に着弾したミサイルについても、現段階では既に爆発しており、現場から離れた場所に避難すれば、一応は安全が確保できることを住民に説明する必要がある。			
地域の特性	鹿北町多久地区と菊鹿町矢谷地区は、旧来からの農村地帯で、地域の結びつきが強く、地区単位での行動は期待できる。			
時期による特性	冬期のため、防寒対策が必要となる。			
4 避難者数 (単位:人)				
地区名	鹿北町多久地区	菊鹿町矢谷地区		合計
避難者数 (計)	539名	342名		881名
うち要援護者数	54名	10名		64名
うち外国人等の数	2名	1名		3名
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	鹿北町多久地区	菊鹿町矢谷地区		
避難施設名	鹿北体育センター	菊鹿市民センター		
所在地	鹿北町四丁1475	菊鹿町下内田713		
収容可能人数 (人)	641名	1,325名		
連絡先 (電話等)	0968-32-3111	0968-48-3111		
連絡担当者	市本部:防災管理課 避難先:鹿北市民センター	市本部:防災管理課 避難先:菊鹿市民センター		
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	
所在地	—	—	—	
連絡先 (電話等)	—	—	—	
連絡担当者				
その他の留意事項等				

資料編 4 避難実施要領 パターン2 弾道ミサイル攻撃事案(117ページ)

変更前

変更後

4 避難実施要領(パターン2)

パターン2
弾道ミサイル攻撃事案

8-2 職員の配置方法		
配置場所	鹿北、菊鹿市民センター職員、住民搬送用車両の運転手及び介護員	
人数	各地区10名程度	
現地調整所	連絡要員として2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員及び消防団員(合計8名)	
開始時刻	14:30	
場所	鹿北町多久地区、菊鹿町矢谷地区	
方法	広報車、積載車等による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に避難するよう求める。	
終了予定日時	17:00	
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法		
食事時期	19:00に夕食を提供予定。	
食事場所	避難施設内	
提供する食料の種類	夕食については、備蓄品で対応。その後は、県と連携して対応。	
実施担当部署	山鹿市 防災対策課	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難所にテレビ、ラジオを設置するほか、国や県から収集した情報については、その都度ホワイトボードにて避難者に提供。		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分を証明するものを携行してもらう。
	事態の特性	前記3のとおり
	時期の特性	気温が低いため、防寒対策を万全にする。
一時集合場所での対応	本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。	
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に努め、事故防止に努めること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線や広報車、やまがメイト等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。	
避難実施要領の伝達先	山鹿市国民保護計画による。	
職員間の連絡手段	山鹿市国民保護計画による。	
12 緊急時の連絡先		
山鹿市緊急対応事案対策本部 (山鹿市総務部防災対策課)	電話: 0968-43-1113 FAX: 0968-44-0373	

4 避難実施要領(パターン2)

パターン2
弾道ミサイル攻撃事案

8-2 職員の配置方法		
配置場所	鹿北、菊鹿市民センター職員、住民搬送用車両の運転手及び介護員	
人数	各地区10名程度	
現地調整所	連絡要員として2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員及び消防団員(合計8名)	
開始時刻	14:30	
場所	鹿北町多久地区、菊鹿町矢谷地区	
方法	広報車、積載車等による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に避難するよう求める。	
終了予定日時	17:00	
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法		
食事時期	19:00に夕食を提供予定。	
食事場所	避難施設内	
提供する食料の種類	夕食については、備蓄品で対応。その後は、県と連携して対応。	
実施担当部署	山鹿市 防災対策課	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難所にテレビ、ラジオを設置するほか、国や県から収集した情報については、その都度ホワイトボードにて避難者に提供。		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分を証明するものを携行してもらう。
	事態の特性	前記3のとおり
	時期の特性	気温が低いため、防寒対策を万全にする。
一時集合場所での対応	本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。	
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に努め、事故防止に努めること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線や広報車、やまがメイト等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。	
避難実施要領の伝達先	山鹿市国民保護計画による。	
職員間の連絡手段	山鹿市国民保護計画による。	
12 緊急時の連絡先		
山鹿市緊急対応事案対策本部 (山鹿市総務部防災対策課)	電話: 0968-43-1113 FAX: 0968-44-0373	